

## 後期高齢者健康診査について

### 6月下旬から受診券等を後期高齢者医療広域連合から順次送付します

- 目的 健康管理と生活習慣病等の早期発見を目的としています。
- 対象者 令和4年8月31日までに三重県後期高齢者医療被保険者となられる人
- 送付スケジュール 4月末時点の被保険者 ⇒ 6月下旬発送  
5月～7月中に被保険者となられる人 ⇒ 8月中旬発送  
8月中に被保険者となられる人 ⇒ 9月中旬発送
- 受診期間 7月1日から11月30日まで
- 受診場所 病院・診療所など
- 受診方法 受診券等をご覧ください。
- 自己負担額 無料  
ただし、2回目以降の受診については全額自己負担となります。



## 75歳からのお口の健康チェック（後期高齢者歯科健康診査）について

### 8月下旬に受診券等を後期高齢者医療広域連合から送付します

- 目的 口腔機能低下の予防と口腔健康意識の向上を目的としています。
- 対象者 三重県後期高齢者医療被保険者で、令和4年3月31日現在、75歳、77歳及び80歳の方
- 送付スケジュール 8月下旬発送
- 受診期間 9月1日から12月20日まで
- 受診場所 公益社団法人三重県歯科医師会の指定する歯科医療機関
- 受診方法 受診券等をご覧ください。
- 自己負担額 無料  
ただし、2回目以降の受診については全額自己負担となります。



## 後期高齢者医療費通知について

### 医療費通知を後期高齢者医療広域連合から送付します

実際にかかった医療費の総額をご確認いただくことで、皆さまの医療と健康に対する意識を高め、医療保険の健全な運営を図ることを目的に送付しています。また、支払った医療費の額を記載しますので、確定申告の医療費控除の申告手続きで「医療費控除の明細書」の添付書類として使用することができます。

医療費通知を不要とされる人は、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

## はり・きゅうの施術の保険給付申請について

神経痛、リウマチ等の傷病で、医師による適当な治療手段がなく、医師がはり・きゅうの施術について同意している場合に限りです。そのため、医療機関で同一傷病の治療を受けながらの施術は認められません。

『療養費支給申請書』は、施術を受けた人が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、署名してください。

## あん摩・マッサージの施術の保険給付申請について

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、医療上あん摩・マッサージが必要だと医師が同意している場合に限りです。

『療養費支給申請書』は、施術を受けた人が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、署名してください。



## 柔道整復（整骨・接骨）の施術の申請について

健康保険は治療を目的としたものであり、医師や柔道整復師に、外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師に同意を得ることが必要です。）は、健康保険等の対象となりますが、疲労性・慢性的な要因からくる単なる肩こりや筋肉疲労など、健康保険等の対象にならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。

『療養費支給申請書』は、施術を受けた人が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、署名してください。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。